

知多北部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 8 月 2 7 日

知多北部広域連合長 花 田 勝 重

知多北部広域連合条例第 5 号

知多北部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

知多北部広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成 1 1 年知多北部広域連合条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 9 条第 3 項」を「第 1 9 条第 6 項」に、「及び第 2 項」を「から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。